

田中 賴庸  
述

神宮祭神提要

東京圖書館

門類 函架 號冊

014173-000-2

16-117

神宮祭神提要

田中 賴庸 / 著

M22

ABB-0471



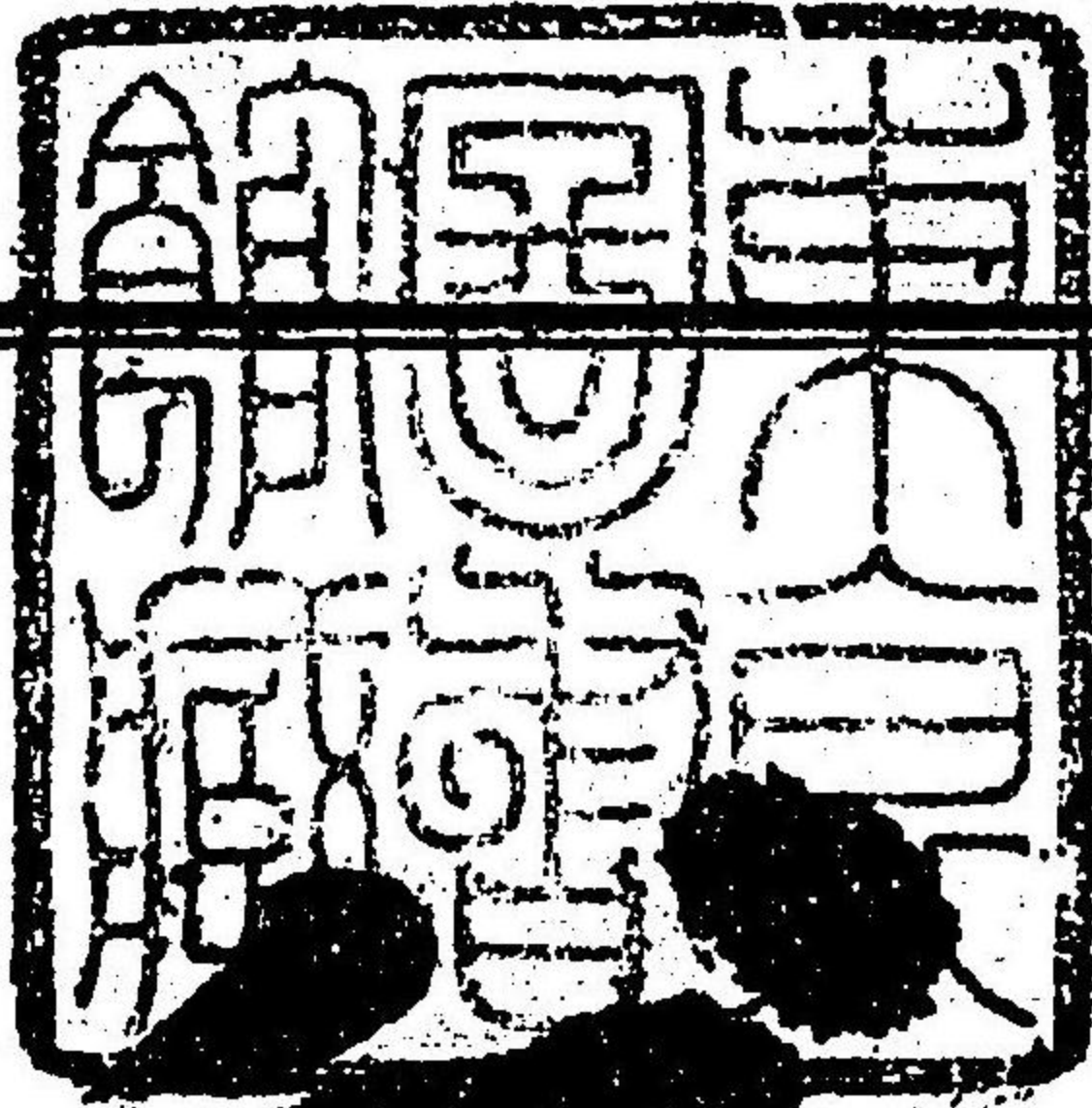


神宮祭神提要例言

神宮と申す。専ら皇大神宮の稱なり。古事  
記景行天皇の段に。伊勢大御神宮といひ。日  
本記に伊勢神宮とも。單に神宮とも見え  
たる。未だ豊受大神の丹波に坐す時にこそ  
あれ。況むや豊受大神宮と云とも。實にいひ  
持行の皇大神の外宮と云より他なり。何と  
なれ。古事記天孫降臨の段に。最初に五十  
鈴宮を掲げて。次に豊受大神。此の外宮の度  
相にます神なりと記おして。其意自ら明



No 20165/22



西子

與





無

一

明治己丑夏日

公爵三條實美題





神宮祭神提要例言

神宮と申すは。専ら皇大神宮の稱なり。古事記景行天皇の段に。伊勢大御神宮といひ。日本記に伊勢神宮とも。單に神宮とも見えたるは。未だ豊受大神の丹波に坐す時にこそあれ。況むや豊受大神宮と云とも。實にいひ持行は。皇大神の外宮と云より他なり。何となれは。古事記天孫降臨の段に。最初に五十鈴宮を掲げて。次に豊受大神。此の外宮の度相にます神なりと記ふに。其意自ら明



なり。大神宮儀式帳大同本記に出し皇大神の御覺にも。亦我許と宣ひし。預トめ外宮の地を指給るをや。是其體なる徴なり。皇大神宮儀式帳に。王臣家並諸民進幣の禁斷。内宮に限りたれど。其後百年餘を経て。延喜の制度に。始めて豐受宮も此に準て。王臣以下禁幣となれり。古のるる名分に於て。最能明にこそ有とる。王室の衰運に當りて。五部の書出始と以來。世俗を惑す言亦少からず。眞に毫厘の差ひ千里の繆とある

べけれり。返すく察すへきり。此名分にそ有ける。

古語拾遺に。天照大神。惟祖惟宗。尊きこと與に二なり。自餘の諸神。乃子乃臣なり。孰能敢て抗む。又曰。天照大神。本帝と殿を同くす。故供奉の儀。君も神も一体ありと云るに。實に内宮の尊嚴思ひ辨ふべし。長寛二年太政大臣伊通公の勘文に。日本紀の私記を引て。天照大神。是諸神の最貴なり。延喜御記中に。大神宮と豐受宮。君臣の分の如



し。豊受宮猶然り。況むや餘社をやとあるも。亦能此旨に合あるかな。

大神宮式の。大神宮三座。天照大神一座。相殿

神二座。禰宜一人從六位官。大内人四人。物忌九人

童男一人。童女八人。父九人。小内人九人。以上度會宮四座。

豊受大神一座。相殿神三座。禰宜一人。從八位官。大

内人四人。物忌六人。父六人。小内人八人。已上其

他三時の祭物より始めて。朝廷の禮に於て。

隆殺あること式に明文あり。朝夕御膳及季

錄などに大神宮及度會宮と書かるの。三代實

錄に伊勢大神宮及豊受宮とあると同しく。

是其本体なり。但し造替の條に。神宮七院と

ある神宮の。兩宮を指たる稱なり。七院伊弉

並の宮。伊弉の宮。多の賀の宮。なり其他齋王參宮の條

等も亦相同し。或の凡事の差別あくして。兩

宮に係れる時の。二所大神宮と書る所も多

かり。禰宜大小内人等を任じ。分番宿直の櫛の餉の

御馬食米等の類の如し。さる文法に眼を着

てこそ兩宮の區別をも辨まふへけれ。

豊受大神宮を太の慇の懃に敬ひ祀る緣由の皇



大神の御饌都神に坐すが故なり皇大神宮  
年中行事に六月月次の御饌の夜に物忌父  
等ハ國崎の神戸より進れる蛇と取出し。豊  
受宮祀奉れる御座所にて。件の蛇を忌刀以  
て切奉り。堅鹽を懸たる上にて。御饌を供す  
る式あり。是豊受宮より。即て皇大神に奉ら  
せ給ふ意と表するなり。九月十二月の例も  
亦此の如し。内侍所の神樂哥に。幣帛ハ我  
ハあらず天よます豊岡姫の宮のみてくら。  
豊岡は豊受の轉語なるが此一首の意は。此

幣帛ハ。我私に奉るよあらず天よ坐ます豊  
岡姫宮より奉らせ給ふ幣帛ぞとなり。され  
は朝廷より内宮よ並へ奉りて。外宮をも敬  
ひ給ふは。皇大神の御爲に其御饌都神を崇  
め給ふよこそあれ。豊受宮の神事が先ある  
も。それと。他の義よはあらず。偏に御饌の  
本を本として前後の區別あるが上み。兩宮  
の御鎮坐の月日期せせして。九月の十六日  
十七日と成ぬるもけよ奇しき幽契なりや。  
以上神宮を論す



朝廷の載籍に於て。神宮に係る事件は國史官帳より神廷の古典に至るまで正説と認むる限り。皆悉く拾ひ採さるなり。一々書名を掲げて。証徴を示すべけれど。始より此書の識者の爲に作れるならぬ。大概省略に従ふが多かり

古事記日本紀の。神代より已來朝廷及諸氏に傳へれる帝紀本辭の譯文なれり。神宮の事の一は此二典に基きて記せり。次に取べきの古語拾遺に如くなむ。是また忌部氏の

古傳なれりなり。大同本記延曆儀式帳の。吾神宮に於て。此より世に寶典はなむ。たゞ口惜きは。本記の全書世に傳はらむ。今僅に釋日本紀。皇字沙汰文。神宮雜例集。神名秘書等に散見せし逸文を取より外なむ。

我國は詞が主たれは。漢字は客あり奴なり。是を以て古事記日本紀の哥は。漢字を用ゐたれど。全く國字書に均し。万葉集神樂哥は字義に據るもあれど。大半は國字書に同じ。姓氏錄神人の名と云とも。亦純然たる漢文



ああらぎ。況むや延喜式の祝詞續日本紀已  
下の宣命をや。されん大同本記大神宮儀式  
帳及其他の古書も。世に見慣ぬ字の多り  
れは。今は其書を引るよも。大概文例を變て  
俗間通用の字を用ゐたり。其一二の例を舉  
れん。古事記に豊宇氣毘賣神とも。登由宇氣  
神とも有を。豊受姫神と記すが如し。然れど  
も大同本記に止由居乃大神。大神宮儀式帳  
に等由氣大神と書るん。古語に聞き物の爲  
に本文を存して。別に改ざるもあり。宮名に

て言は古事記よ伊須受宮とあるを。日本紀  
よ依て。五十鈴宮と改めし類なり。餘の推て  
悟るへし。其他全く漢文なるも。引用の上よ  
ん。國字交りみ譯せり。讀者其本文と異なる  
をな怪しみそ。但し五部書の如き正しうら  
ぬ説ともん。殊さら真面目を存して。全く原  
文を出せるもあり。是其正否を別たむが爲  
なり。

伊勢流の書に。倭姫命世記。伊勢二所皇大神  
宮御鎮坐次第記。豊受皇大神宮御鎮坐本記。

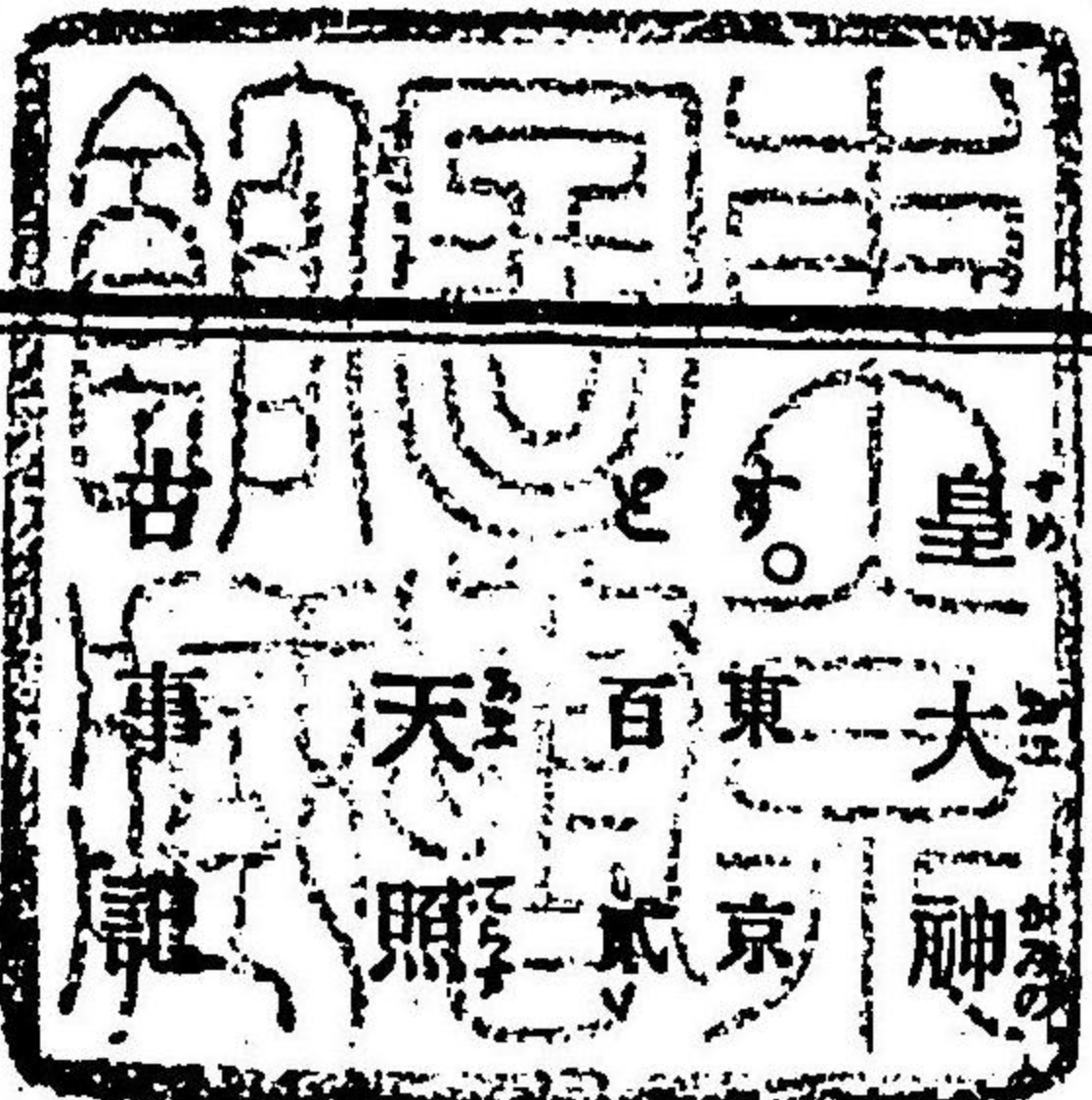


二所皇大神御鎮坐傳記。造伊勢二所皇大神寶基本記を號して。五部の書とす。然して其作者の名は。古人に託したれと。後世の造説なり。さのみ取に足ぬ書なれと。神皇正統記元々集已來。今に古學者流も。往々古傳の如く思迷ふがあれは。少辨置ざるを得ず。其説は各條の下に出せり。但し倭姫世記は。崇神天皇の卅九年より。垂仁天皇廿六年の比まで。は。神宮の古傳も見ゆて。頗る取へき所あるは。已に先輩の説審かれは。今復予が言を

贅せず。其他神祇本源を始め神宮に係る俗書へ。総てこの支流餘裔かりと知へし。伊勢流の書は諸本各異同ありて。孰れか是非を詳よせむ。今其例を擧れば。神皇實録の古本に。思兼神は同宮相殿とあるを普通本よと。思の上よ栲幡千千姫妹の六字を加へたり。珊瑚集よも。思兼神は内宮相殿に座と見えなれと。一本よは。手力雄神とありて。全く儀式帳の説と同じ。六七百年前に出来し兩宮の書は大概此の如し。殆其取捨に惑



W20165/22



神宮祭神提要

神宮教管長正六位田中頼庸謹撰



皇大神宮三座三重川上に伊勢國度會郡宇治五  
 東一京西に去り  
 百貳里なり  
 天照大神御神一座  
 古事記に記せり。日本紀に大日  
 靈尊亦天照大神とまをす。古語拾遺、延喜大神  
 亦天照大日靈尊とまをす。大倭本紀に天照大  
 神の御靈の名天懸大神。大同本記、大神宮儀式  
 帳、延喜の祝詞式、皇大神宮年中行事、大神宮雜

ふ物から。彼これより善と認むる所なきに  
 あらず。今提要に取所。かゝる類最多かり。  
 能其心とらひて見む人もがな。  
 以上引書を論す

編者識



事記等。天照坐皇大神とあるも。亦同く此  
大御神の御名あり

内宮の御神体及御鎮座の原由

皇祖天照大御神の御神体と申す。太初の時

は天の金山の鐵を取て。石凝姥神の作れる八

咫鏡是なり。皇大神の詔以て。皇孫彦火瓊々杵

尊を葦原の中國の我日本帝と定め給ふ時。

八咫鏡天叢雲劍張草薙の神も宮にす。八坂

瓊曲玉。天孫降臨の御許に坐す。賜りて。

敕給はく。葦原の千五百秋の瑞穂國は。吾子

孫の主たるべき地なり。爾皇孫尊就まて治

しめせ。寶祚の隆えむこと天壤と與ふ無窮な

るべしと誓ひ給ひ。然して御手あ八咫鏡を持

て祝給はく。吾兒この寶鏡を視坐むこと猶吾

を視が如く。床を同くし殿を共しして。齋鏡と

すべしと教給ひしよ依て。皇孫尊の日向國襲

の高千穂峰。風土記に日向國に山作る。贈

の霧島千穂。古に郡阿多の笠沙に今風し。摩

と川邊郡加世田の御岬。大宮立給ひて。皇大神

の御神休。八咫鏡と御岬。大宮立給ひて。皇大神







こ 著し。○以上古事記、日本紀、古語拾遺、大同  
本記、倭姫命世記、大神宮儀式帳、大神宮雜事記  
等 凡そ御鎮座の年より。明治二十二年より至  
節 凡そ御鎮座の年より。明治二十二年より至  
る まで一千八百九十三年となれり。昔より内  
宮の祭日の十七日と定れる所以。この御鎮  
座の月日。據てあり。維新以後。神嘗祭も  
十月と成ぬれと舊曆を以て推時。舊の九月  
よこそ當るなれ。

相殿神二座  
思兼神一座  
天神本紀國造本紀並び。八意思兼神と記し。

但國造本紀は古事記より常世思兼神とも見え  
神を命に作る。古事記より天照大神の命以て  
たり。天孫降臨の段より天照大神の命以て  
詔給はく。此鏡の専ら吾御魂として吾前を拜  
が如く拜奉れ。次より思兼神の前の事と取持て  
政をせよ。此二神思兼大神の拆釧五十鈴宮より拜  
奉る。天神本紀も是より同じ。神語記より思兼神は。  
天照大神宮の相殿より坐す。古本神皇實錄より思  
兼神の。内宮相殿たり。瑚璉集神代記書神道簡  
要に引  
く中臣被加直抄も亦同じ。但し加直抄より内  
宮の東相殿と記したれば。是ぞ眞の正説なり



ける。

倭姫命世記以下東相殿の異説を辨す  
古天岩戸の開けし時。思兼神の御功最甚た  
勝れたりければ。特は皇大神の御心として御  
前の事と依し給ひし。古事記は證文ありて。  
誠みさるべき理とこそ覺ゆるを世の學者動  
もすれば。五部書、神祇本源などの僻言を曉ら  
ぎ。却てこれを助成す議ともあるが故。人の  
惑ひもまた愈解さるなり。就中左右の二座を  
は。天兒屋命、天太玉命といへる。神代紀  
降天孫

第一の書。爾二神亦侍同殿内。善爲防護と宣へ  
る。神の固より現身よして。皇孫の輔弼よ坐せは。  
只其左右よ侍ひて助奉れとの御意よて同殿  
と指給ふ。皇孫の宮中よこそあれ。皇大神の  
幽政と。何ぞ一つのみ宣ふべき。かゝる誤解者  
のあるが中。倭姫命世記御鎮坐傳記の作者。  
及坂氏佛十など是其最たり。伴氏友平田氏篤一  
至て。直に思兼神と天兒屋命を以て一神と  
し。和歌童蒙抄を引て云説あれど。信難し。是と



たゞ歌人の虚談といふより外なれば。何を  
以てろ徴とするに足む。條にも畫巻抄と部肩焼  
は見ざる。平田氏況や思兼神は。古事記日本紀神  
代本紀。高皇産靈神の子と。天兒屋命は。姓  
氏録古本古語拾遺、神代本紀。津速産靈神の  
子と記して。皆古今の著明なる神系。こそあ  
れ固より童蒙抄の類。ひと同口。一語るべきあ  
非ざるを。頼。古事記の正傳あるが上。伊勢  
流の書と云とも。亦皆徴とすべき言少からね  
は。最初より東相殿。一は。思兼神こそ鎮坐せ。未

た曾て他神を祀りしこと。無と知べし。  
天手力雄神一座  
古本神皇實錄、神代記書、神道簡要等。思兼神  
の次。一。天手力雄神。殿坐相を叙たるのみならざ。  
此思兼神は。東方。一。坐すこと。前。一。述るが如く。  
あ。れ。は。西。相。殿。は。天。手。力。雄。神。と。定。め。つ。大。神。宮。  
儀式帳、御鎮坐次第記等。一。左。東。相。殿。と。す。る。の。  
少。違。へ。り。

大神宮儀式帳以下相殿神の異説を正す  
儀式帳に同殿神の下。一。坐。左。方。稱。天。手。力。男。



神の靈。御形弓坐。坐。右方稱萬幡豐秋津姫命也。  
此皇孫之母靈。御形劍坐といふ三十五字の  
注あり。此帳の神宮の古書にて。儀式祭の行  
事などより取て。固より上もなき寶典なれ  
ど。相殿の神名を注す一段に至て。式書の  
体裁よあらむ。殊よ豐受大神宮と同一く延  
曆廿三年外宮の三月廿四日。よ解申せし本  
帳よ係るを時の大神宮司大中臣直繼氏が  
一人して。兩宮の禰宜等と共に連署せし物  
を。外宮の神名を載ざるよ。内宮の其体

裁を異よし。彼三十五字の注あるを。必ず後  
世の加筆のや有まじ。況むや正史の旨よも  
背きて。伊勢の僻言めかしきをや。坂氏も是  
の早く心附しと見えて。弘安九年の大神  
宮參詣記。儀式帳よそ手力雄命万幡豐秋  
津姫命と注すれども。本説なく證據を見せ。  
其上相殿は共よ陽神と見及び奉れりと云  
り。さる摺入の本も。早く六百年前より世よ  
施れりと覺えたり。但し相殿の神体の弓劍  
なるの。神名秘書も同説よて。倭姫命世記儀



式帳と合ぬれば。ちが兵器に坐すも必ならず。  
荒祭宮一座。皇大神宮の域中にて北  
天照大御神荒魂神  
神功皇后紀に神風伊勢國の百傳度逢縣折鈴  
五十鈴宮に所居の神名に撞賢木嚴之御魂天  
疎向津媛命。一書に吾名は向置男聞襲大歴五  
御魂速狹騰尊。今此二の御名を荒祭宮と定め  
つるに。此同じ神託と。古事記の上よては。天照  
大御神の御心と記し。征韓の後にも。我荒魂と  
皇后に近くべからせ。御心廣田國に居しむべ

とと覺し給るとて。最瞭なれば。必き内宮と一  
に思ひ混ふべきあらせ。鈴木氏胤重曰大神宮  
雜事記長元四年六月の條に。齋内親王に懸ら  
せ給ひし神告ふ。我は皇大神宮第一別宮荒祭  
宮にあり。皇大神の勅宣に依て。此齋内親王に託  
宣給ふ所なり。皇大神宮は。高天原より天降御  
して後人間に未だ寄翔御さきとて。齋宮寮頭  
夫婦子弟が神託の偽と咎め給ひし狀を記し。  
此日荒祭宮の主藤原給親の和歌も後拾遺長曆  
三年七月にも。荒祭宮更に齋宮の内侍に懸ら



せ給ひて。皇大神宮の勅宣の旨と述給ひ。故祭  
 主藤原佐國を召返されしことも。亦見えたれ  
 は撞賢木嚴之御魂も聞襲大歴五御魂も俱ま  
 荒祭神の御名よこそ必かなけれ。大神宮儀式帳  
 大神宮式並びに。大神荒魂とあるも。是た正  
 説なり。返す返すも最と甚なく畏おそき。皇大神の未  
 た人間よ懸り給たまさるの一事なり。皇祖天神の  
 徳威は。かくこそ尊たき嚴たなる理ことなれ。後世の書  
よ何の神託とか。某の御告とかある。悉く妄  
 説と思ひ知れたり神但荒祭と同時なる御鎮座は。倭姫命

ふと大に  
説並に神告  
伊勢流の書の荒魂神の造説を正す  
伊勢流の書。荒祭宮を皇大神の荒魂とあ  
るは。大神宮儀式帳大神宮式お基きづきななか  
ら。別べつ神名を掲かけて。八十や枉ま津つ日ひ神也。一い名な  
瀬織津比咩神也と云いふ。倭姫命世記の説  
なり。荒祭宮の下しよ單たよ瀬織津比咩神と注  
せし。御鎮坐次第記御鎮坐傳記よ出でたり。  
に但し傳記には。瀬の上是皆何人か作出でけけむ。



曾て神典古記なき虚談なるを北畠氏親卿の賢を以て猶此惑ひを免れざるの惜むべし。御巫氏直清か言ふ。世記附會の中にも殊に恐き邪説あるを本居氏宣長が古傳説ありと云るより古學者流の典故とするは無稽の至ありとある。眞は知言なり。然れども平田氏鈴木氏を始め鈴屋の學派も今も其非を曉らす。世に棄られし塵埃を拾ひて神典の補ひ料に充たれば古書の眞實混同して正史を亂ること少からざる。神の道も

志む人はかゝる説を輕々しく信て思ひ頗むること勿れ。

伊奘諾宮二座度會郡中村に鎮坐す。皇大神宮

伊奘諾尊一座は古河原

古事記日本紀に伊奘諾尊伊奘冉尊但し古事記には伊奘諾大御神とも記せる所あり。續日本紀に寶龜三年八月伊勢月讀神の下に伊奘諾尊伊奘冉尊官社に入る。大神宮儀式帳月讀宮一院。正殿四區の中。一に伊奘諾尊と稱す。



次<sup>つぎ</sup>に伊弉冉尊<sup>イサニノミコ</sup>と稱<sup>なづ</sup>す。以上奈良朝<sup>ナラノチ</sup>の御世<sup>ミヨ</sup>に定<sup>さだ</sup>め祝<sup>イハヒ</sup>ふ。三代實錄<sup>サントノミヤノミ</sup>に貞觀<sup>サカエ</sup>八年伊勢國<sup>イセノクニ</sup>伊弉諾<sup>イサノミコ</sup>伊弉冉<sup>イサニノミコ</sup>神社<sup>ミヤノミヤ</sup>を改<sup>あらた</sup>めて宮<sup>ミヤ</sup>と稱<sup>なづ</sup>す。

伊弉冉尊<sup>イサニノミコ</sup>一座

月讀宮<sup>ツキヨミノミヤ</sup>二座<sup>ニミヤ</sup>。伊弉冉<sup>イサニノミコ</sup>宮<sup>ミヤ</sup>は東西<sup>トウシ</sup>に域<sup>イキ</sup>中<sup>ナカ</sup>分立<sup>フクリツ</sup>にりし

月讀尊<sup>ツキヨミノミコ</sup>一座

古事記<sup>コトヰ</sup>、日本紀<sup>ニッポンノキ</sup>に月讀尊<sup>ツキヨミノミコ</sup>と記<sup>し</sup>す。大神宮儀式帳<sup>オホノミヤノキテ</sup>並<sup>なら</sup>びに同<sup>おな</sup>じ。續日本紀<sup>ツグニッポンノキ</sup>に光仁天皇<sup>ミチノリノミカド</sup>寶龜<sup>タカラカメ</sup>三年八月<sup>サネノミヤノヤシ</sup>難波<sup>ナニハ</sup>内親王<sup>ウチノミコノミヤ</sup>の第<sup>ミヤ</sup>に幸<sup>ゆき</sup>す。是日<sup>コノヒ</sup>異常<sup>イコトノミヤカ</sup>に風雨<sup>カゼアメ</sup>ありて樹<sup>キ</sup>を拔<sup>ひ</sup>き屋<sup>ヤ</sup>を發<sup>は</sup>り。これとト<sup>ト</sup>な

ふに。伊勢<sup>イセ</sup>の月讀<sup>ツキヨミ</sup>神崇<sup>カミ</sup>を爲<sup>な</sup>せり。爰<sup>こゝ</sup>に毎年<sup>毎年</sup>九月<sup>クニノキ</sup>荒祭<sup>アラヒノマツリ</sup>神<sup>カミ</sup>を準<sup>ま</sup>へて。馬<sup>ウマ</sup>を奉<sup>たづな</sup>る。また荒御魂<sup>アラヒノミタマ</sup>命<sup>ノミコト</sup>も官<sup>ツカサ</sup>社<sup>ミヤ</sup>に入る。

倭姫命<sup>ヤマトヒメノミコト</sup>世記<sup>ヨシ</sup>以下<sup>以下</sup>神体<sup>カミノミタマ</sup>に説<sup>と</sup>を辨<sup>わ</sup>す

世記<sup>ヨシ</sup>に。月夜<sup>ツキヨ</sup>見命<sup>ミコト</sup>二座<sup>ニミヤ</sup>。左方<sup>ヒダリカタ</sup>形馬<sup>カタウマ</sup>乘男<sup>ノリノヲ</sup>形<sup>カタ</sup>。一書<sup>イツショ</sup>に曰<sup>い</sup>。御形<sup>ミカタ</sup>馬乘<sup>ウマノリ</sup>男形<sup>ノヲノカタ</sup>。着<sup>き</sup>紫御衣<sup>ムラサキノミカサ</sup>金作<sup>カナノリ</sup>帶<sup>オビ</sup>大刀<sup>タカ</sup>佩<sup>ヒ</sup>也。大神宮<sup>オホノミヤ</sup>儀式<sup>キテシ</sup>帳<sup>チヤウ</sup>も亦<sup>また</sup>同<sup>おな</sup>じかる。願<sup>ねが</sup>ふに世<sup>よ</sup>記<sup>し</sup>の攬<sup>と</sup>入<sup>り</sup>よて。本帳<sup>ホンチヤウ</sup>の原<sup>もと</sup>文<sup>ぶん</sup>にそあらまかじ。然<sup>しか</sup>るに神体<sup>カミノミタマ</sup>に摸<sup>も</sup>像<sup>ざう</sup>を用<sup>もち</sup>ゐる。古<sup>いにしへ</sup>に例<sup>れい</sup>なけれは。世記<sup>ヨシ</sup>の妄<sup>まが</sup>云<sup>い</sup>まくも更<sup>さら</sup>なれど。大家<sup>オホノミヤ</sup>の先<sup>まへ</sup>



哲も神宮の實況は暗きは。月讀宮の神像は。さも有けに書成して。本居氏平田氏鈴木氏等の書は往々引たるを。信濃國大伴神社縁起の如き。殊に甚尤けき物なり。此縁起の古物ならき。實は小泉氏康が作り。井上氏頼の説なり。八羽氏光が考ふ。月讀宮の神寶に。當時さる男像ありけむを。ふと神体と思ひ誤りて。筆に載しが始めにて。かく世に廣まれるにやと云り。神寶は宮中に納むる例あれば。此言理に於て當れるが如し。但し

寶龜以來御馬を奉るが常例となりたれば。神像の附會興れる由も。幾分か縁故なきにあらき。神名秘抄の木馬天童の説と。元々集に引ける社記と。大率同むければ。其頃の流行種にさる談ありと覺えたり。

月讀荒御魂尊一座

大神宮儀式帳大神宮式神名帳續日本紀倭姫命世記神名秘抄並びに同じ。

瀧原宮一座を度西に去て尻村に十一里なり。皇野大神宮



天照大御神造宮

大神宮儀式帳大神宮式並ひに天照大御神造宮と記せり。造の遠の義にて本宮五宮に對へ奉りて唱ふる稱あり。或は造をタビと訓説あれど。さては旅の謂となりて。甚た縁なし。字鏡集、名義抄、字類抄等に造トホシと見えたるは。遠の義理に叶へり。萬葉に大王の遠の朝廷と詠ると。國司の廳と云り天皇の政廷に對へて。唱ふる詞なり。遠の國遠つ道あとの類數ふるに違なし。されは瀧原宮とい皇大神の鎮坐る

造宮と心得べし。始め倭姫命の皇大神の宮地覓給ふとして。瀧原を好地と認め給ひ。荒草薙掃はして。宮定め給ひしかど。皇大神の欲し給ふ所にあらざと覺し給ひし舊跡なれば。古より神宮七院の内に入て。式年の造替に預れる宮格なり。

倭姫命世記以下神名の附會を辨す

世記、神名秘抄。瀧原宮一座水戸神。名速秋津日子と記し。御鎮坐傳記に。皇大神の造宮と云つゝも。更よ水戸神速秋津日子神と



注すよ至てり。自語の矛盾亦甚しあらむや。  
凡そ古書に遙宮とある上も。皇大神を齋祀  
れる所と悟るへし。何必すしも他神よ託け  
て。世を欺くよ及はむや。  
瀧原並宮一座 瀧原宮の域中鎮坐して。東  
天照大御神遙宮  
大神宮式よ。並宮一座。大神遙宮と記せり。瀧原  
宮の皇大神と同状よ心得たらむよ。別よ云  
べさふしあし。

倭姫命世記以下神名の附會を辨す

世記よ。並宮一座。速秋津日子神。妹速秋津比  
賣神。御鎮座傳記、神名秘抄並びよ同し。是も  
瀧原宮の條に辨たる如く。また造言なり。必  
す惑ふことあられ。  
伊雜宮一座 志摩國答志郡上郷村に鎮坐す。皇  
天照大御神遙宮  
大神宮儀式帳大神宮式並びに。大神の遙宮と  
あり。祭神の瀧原宮の例の如く。皇大神よあむ  
坐しける。別に相殿神一前坐せり。其証ハ嘉元



三年の伊雜宮遷宮記に明なり。文永二年の遷宮記。正体御船代。相殿御船代。元享三年の記に。正体奉戴物忌。相殿奉戴大内人と記したるをも。考合すべし。但し近例同御船代の内。御種代二具を納奉ること、成るに、寛文以來の略義にや。然れども此相殿は。未だ何れの神あるを詳にせざ。或は當宮の荒御魂神といふ説あり。苟も理を推て云時。内宮外宮及月讀宮等の例の如く。荒御魂を祀るべき謂なきは非ざかし。

伊雜宮と伊射波神社の區別を明にす  
大神宮儀式帳。伊雜宮一院。志摩國答志郡  
伊雜村あり。大神宮式亦同。皇大神宮年  
中行事、神名秘書並び。御鎮座の地を伊雜  
村と記し。神宮雜例集。志摩國伊雜神戸。右  
伊雜。神戸。別宮伊雜宮御鎮座の地とある  
は就て。今其地勢を見るは宮地の上郷村に。  
即ち古の伊雜村あり。近隣九村の總名を磯  
部村と云ふ。延喜兵部式。志摩國驛馬鴨部  
磯部各四區と見えたる是あり。今は鴨とい



ふ村も。九村の内は遺れり。然るは神名帳に  
伊雜宮を洩せるは依て。志摩國答志郡粟島  
坐伊射波神社二座。並大とある所を以て。伊  
雜宮は配と。二座の證は。謂ゆる遷宮記の  
相殿を引て言を成り。一巨の當れるは似た  
れども。神名帳あり。瀧原並宮さへ洩たるを  
何とか説む。大神宮の所攝は。一座と記と。  
國司の所管は。二座と云るも。延喜の同  
式の中あて。齟齬するのみならず新抄格勅符  
に神戸諸家封戸伊勢大神一千百卅戸  
志摩十六

二粟島神二戸伊雜神二戸並志と載たるは  
ても。伊雜粟島共は同神ならざる明證なり。  
加之粟島といふ地は。右九村の内は在事な  
と。今は志摩國一宮伊射波神社に。舊度會縣  
第六大區一小區志摩國答志郡鳥羽港より  
東上海里凡四里程なる安樂島村に鎮坐て。  
伊射波大明神とも。如布良古明神とも稱す。  
加布良古明神に。皇大神宮年中行事御贄神  
事の詔詞は出たれり。是も舊き稱なりけり。  
村老の口碑あり。安樂島は昔の粟島なるを。荒



島と訛りしより。安樂島とも書す由なり。文  
化中鳥羽城主稻垣氏參詣して。神社は従ふ  
凡百の供用を献じ。伊射波大明神の額を表  
せしとなり。別ふ其社域は祭れる神あり。是  
神名帳は謂ゆる同島坐神乎多乃御子神社  
なるべしと。藺田氏宜守か考なり。許母利神社  
の。三見浦立石崎の東方神崎の濱は鎮坐し  
て。儀式帳田社の一あるが。祭神は粟島神。御  
玉よして。伊射波社と北東の海岸は坐ませ  
り。必ず少縁ならぬ由ありけなり。昔より伊

雜宮と伊射波社の區分は。伊勢の學者と云  
とも。總て相誤れる説多かる故。往し明治  
七年の比神宮の官員して検査せし。兩所  
各隔地なる旨果して明なりけれり。今大意  
を摘て記置ふなむ。

倭姫命世記以下の造説を辨せ  
世記垂仁天皇廿七年條。伊佐波登美之神  
宮造奉皇大神。爲攝宮。伊雜宮此也。伊佐波登  
美神の神宮の正書よ見當らむ。度會延經  
氏が伊佐波止美命者。伊勢津産命而出自天



穗日命といふ説あれど。証據なし。願ふは世  
記の蛇足は過さるなり。又二所大神宮御形  
條は。伊雜宮一座天牟羅雲命裔大日別命  
子玉柱屋姫命と云ふ及て。前後打合さる  
談と云べし。御鎮座傳記神名秘抄伊雜宮御  
鎮坐本縁伊佐波止美神考證等何れも。世記  
の後説を踏襲せり。古學者流も亦同口はか  
りて。言しろふ中。平田氏が考ふ玉柱屋姫  
命と申す。大御神を此社にて稱す御名か  
るへしとある。一層善も思ひ巧める附會

かり。努々しが説どもは心引れて。造宮の本  
義を誤ること勿れ。  
風日祈宮二座西皇大神宮の域中に坐て。  
級長津彦命一座  
大神宮儀式帳四月御笠縫の内人が造奉る御  
笠篋の内。風神社見えたり。五月例は七月  
一日より八月卅日まで日祈内人が朝夕悪風  
平止て天下の百姓五穀助給へと祈申すとあ  
り。大神宮式は毎年七月内人が風雨の平を  
祈る料物の注は風神と記るのみよて。其頃ま



で。未だ官帳への入ざりき。雜例集への内宮  
風御社祭事日祈内人詔、刀を申す。皇大神七月  
の條への風宮と記せり。皇大神宮年中行事への  
風日祈宮とも風宮同元々集とも云り。正應六年  
宮號宣下の時伊弉諾伊弉冉宮の例へ準へて  
御袴御裳二具奉れる由官符お見ゆ。但し御袴  
の彦神級長津彦命の料。御裳の姫神級長戸邊  
命の料あり。太平記へ據へ。始め弘安四年元人  
の寇する時へ。皇大神宮豐受大神宮、禰宜等十  
二人連署して。二宮未社風社の奇瑞云々かれ

は夷狄滅へき由を述て。宮號を請へ。七月七  
日なりしを。晦日の頃ほひ大風吹起りて。寇艦  
悉く覆りければ。今此宮號を授られし。神名  
秘書社記などへも。異國降服の御祈禱へ依る  
とあるへて明けし。但し志那都比古神の之を。  
秘抄元々集へ記せるへ委しからせ

坂氏風神の説を論す

大神宮參詣記へ。伊勢津彦を以て直へ風神  
とせり。是へ當國風土記へ神武天皇東征の  
時へ。伊勢津彦か天日別命へ啓して。八風を



起すの語は基きつゝ云るものあれど。これが風神たる確証なり。且國神津伊勢の名を取て。伊勢と號くとある風土記の説最信難し。伊勢の地名は。早く天孫降臨の時。猿田彦神の自ら云るの事ならず。同じ東征の時の御製にも神風の伊勢と詠給へれば。伊勢津彦の名は。却て國名より負る物とすべし。地名を以て神人し稱する古例多かり。但し氣の氣噴とある如く。いもキも共み氣息の稱して。世お生とし活る限のなき物をし。神風

の伊勢と係る辭も。伊の氣なり。勢の西北風。東風北海道のせめて。風のせと同一く。伊勢風。早の國を逆状し云のみなれば。伊勢津彦も風津彦の義しして。全く風し縁ある神人ながら。直にこれを風日祈宮の神とする。甚しき誣言なりけり。級長戸邊命一座。右荒祭宮、伊奘諾宮、月讀宮、瀧原宮、瀧原並宮、伊雜宮、風日祈宮を。皇大神宮七所の別宮とす。豐受大神宮四座。皇大神宮沼木山田原に去と鎮一坐と。



一町なり。世に  
外宮と稱す。  
豊受大神一座

古事記に豊受比賣神。又曰此の外宮の度會に  
坐神なり。大同本記、大神宮儀式帳並びに御饌  
都神止由居大神とも記せり。是外宮大神の正  
傳なりき。

外宮御鎮座の原由

豊受大神を山田の原に鎮め奉れる由來。始  
め天然大神日向の高千穂峯大同本記に引添  
め天然大神日向の高千穂峯大同本記に引添  
日本紀の遷り天降坐しより。十二世の間。皇  
文に見ゆ。天降坐しより。十二世の間。皇

大神の御饌都神として。大許に坐々しを。崇神

天皇の御世。皇大神を丹波の與佐宮に遷奉

りし時。なむ豊受大神も亦幸坐しける。倭姫

記なる大神宮本其後皇大神。大和の嚴櫃本

記の遷文に見ゆ。其後皇大神。大和の嚴櫃本

宮に移幸坐して。國々所々大宮所を求め給

ひ。終に宇治の五十鈴の川上。みこそ大宮定め

給ひしか。雄略天皇。天孫瓊杵尊の御時。

御夢に覺し給ひく。吾高天原に坐て。見求し宮

所。鎮坐しぬ。然れども吾一所の坐せば。大

御饌も安らけく聞食せ。今丹波の與佐の眞名







日本を引て。受の食の義かりと云るの古の明  
紀注を引て。受の食の義かりと云るの古の明  
解かり。食の一言よて御饌御酒御饗海川野山  
の雜物をも兼たり。神代紀は稻倉魂命。神樂哥  
は豊岡姫とある。稻倉岡の迦も氣の轉語は  
て意の皆同く。ウチの二音。互は通ひて。物を  
褒る意あり。うつらくうむすびなどの如き  
是なり。チハ小稻小田小筑波の類ひあて。物の  
小さき義はあらず。それはた美稱なり。凡そ  
天地の氣を受て成出る物の。山海の魚鳥も獸  
畜も皆毛なる中。最其長たるの穀物おれば。

専らウケと申す御名の貢給へり。皇大神の救  
以て。齋庭の瑞穂を皇孫瓊々杵尊あ任せ給ひ  
しより己來。今も朝廷の祭のあるか中。専ら  
年穀の祈饗のを第一としたれば。豊受大神  
を御饌都神と稱奉れるも。少縁の謂れは非さ  
るなり。

倭姫命世記以下豊受大神の造説を辨す  
世記豊受大神の注。御饌都神亦名食稻魂  
是也。大自在天子天御中主靈と記せり。それ  
天御中主神の造化主よして。天地神人萬有



の祖ミコは坐ませば。豊受大神トヨウケノカミはあらき。是こゝ甚はなしき  
附つ會いあり。一ひと御鎮坐次第記ミコノカミノイハサヒノシ。古語コゴを引ひて大  
海うみ中なか。有あり。一ひと物もの。浮う形かたち如ごと葦あし牙か。其その中なか神かみ人ひと化か生な號なづ天  
御中主神ミナカノヌシノカミ。亦また名な國くに常立尊トコタテノミコ。亦また曰い大元神オホノミコ。とあれ  
と。國くに常立尊トコタテノミコ。天地成定アメノチノナリの後のち。生坐なまる神かみな  
り。古事記コトワザノキ日本紀ニッポンノキ。御鎮坐ミコノカミノイハサヒ。二ふた御鎮  
坐ま本記ほんき。止と由ゆ氣け大神オホノカミ者もの。水氣みづけ元神みづのミコ。坐受ま一ひと水  
之德このとく。生な續命つづきいのち之術のわざ。故ゆゑ名な曰い御饌都神ミケツノカミ。古言コトコト水みづ道みち。  
曰い御饌津神ミケツノカミとある。御饌都神ミケツノカミの義ぎをし知しせ  
して。内宮うちのみやの神官かみらが口癖くちべし。豊受大神トヨウケノカミの内

宮みやの膳夫かき神かみなりと卑いやむるが。妬ねたきみ。かく新あらた  
たは設たつる談かたながら。實まことは窮きつしたる詞ことばなり。  
但たゞと膳夫かきを卑いやむる。古意ふるいにあらず。日本  
紀きに日本武尊ニッポンノタケノミコの膳夫かき七なな掬く脛むねを吉備武彦よこべノタケヒコ大  
伴おほなわら武日連タケヒコノミコ。將まさの如ごとし。右みぎ大おほの次つぎに記し。高橋氏たかはし文  
に。景行天皇ケイコウノミカドの膳臣かき遠祖磐鹿とほのつと六む雁命かりのちのみことの功いさをを  
美よて。其御靈そのミコトを祀まつり給たまひ。姓氏錄しんせいりくは禰多治比ねたぢひ  
宿禰男すくねのこ兄あに男のこ庶しよに禰ねを賜たまりて。御膳部ミケツノベと給たまり給  
へる類たぐひ。併あり考かふる。上世かみよの食物けものものを最貴もとい  
ひと物ものなれり。御饌都神ミケツノカミの上うへも。是こゝは較くらべて



悟るへくなむ。三御鎮坐傳記も亦大同小異なり。但天地開闢之初神寶日出之時天御饌都神與天照大神豫結幽契とあり。かく色々々あ言の造れど。御饌都神の稱は至て。大同本記儀式帳に載て。掩ふべからぬ事あるを何かせむ。四神皇正統記。豐受大神の御事異説まじませと。外宮の天祖天御中主神と申傳たり。御饌の神と申す説あれど。御食と御氣との兩義あり。陰陽元初の御氣なれば。猶前の説を正とすべしと有は是亦世記

なと。僅蛇足を加へたるの。願ふに北畠准後の神學は。外宮の禰宜度會家行氏に受られし故。其言此の如し。元々集の如き。別は新説も見え。只神祇本源の生吞とこそ覺ゆれ。五其他神皇實錄、神皇系圖、神道立義篇。大神宮參詣記等を始めて。伊勢流を酌る書とも。數限りなき物から。總て万篇一律なれ。強ち引及んぎ。今左は古事記の神系を掲げつる。世人の參照は備むが爲なり。



天御中主神 — 高皇產靈神 — 神產靈神

可美葦牙彥舅神 — 天常主神 — 國常立神

豐雲野神 — 沙埜土土煮煮神 — 活角神

大戸邊神 — 面足神 — 伊伊神

島と神と三十五神 — 和久產巢日神 — 豐宇氣毘賣神

古事記に和久產巢日神伊伊諾伊子并豐宇氣比賣神

りな神と謂すとあれは伊伊諾伊子并豐宇氣比賣神

相殿神三座

御伴姫神

大同本記に御饌殿の内は天照坐皇大神

止由居大神又御伴神三前の事を叙て皇

大神は八度止由居神に八度御伴神は八度毎

日の朝夕に供奉とあり豊受宮儀式帳御饌

殿の供膳物に天照坐皇大神御前次は止由氣

大神御前次は相殿神三所と叙たれに相殿に

必ず此姫神はこそ坐しけれ

相殿に姫神たるを明す

豊受宮儀式帳に相殿神三前の御装束に生絶

御装束九腰大と宮式に納り装束九とあると一前に







有まじ。今試みよ舉て。世の識者を待たり。

伊勢流の相殿神の造説を辨す

倭姫命世記。相殿神三座。大一座天津彦々

火瓊々杵尊。形鏡坐前二座天兒屋根命太玉

命。形笏坐。寶玉坐。大左方坐。前二座右方座と

あり。夫皇孫瓊々杵尊御鎮坐の地の神名帳

あり。謂ゆる霧島神社なり。今の神宮と稱して。

官幣。大社。一列れり。三代實亦録同し。然るを

何の緣由ありて。外宮の相殿。御鎮坐むや。殊

一神座の位次も。正宮の南面。一向にして。相

殿の北面。一坐り。大神宮式。會度宮。船代四

具。正宮の料。三具。相殿の料。槌代一具。正

宮の料とありて。相殿の船代三具。寸法も

減じ別。一槌代も備へず。裝束なども五分の

一。一過ぎ。且三座の並び大なるを。皇孫は

かり大と書る。式文。違へり。御鎮坐次第

記。御鎮坐傳記も。また此説に同じ。御鎮坐本

記。天照大神相殿坐。神二前。止由氣宮相殿。

神皇孫。奉陪從留。故號止由氣宮。相殿而東

西坐。東天皇孫命一座。西天兒屋根命太玉命



自爾以往以天手力男神万幡豐秋津姬命。天照皇大神乃爲相殿神とあり。相殿は皇孫の坐ことなり。世記は同しき物から。西二座根命屋命太玉を内宮より移し、と記し。雄略天皇御世夫より手力男神万幡豐秋津姫神。内宮の相殿とならせ給ふと云るは美しくも吹出たる虚言なり。内宮儀式帳の書入と何れか前後ならむ。神皇實録は。豐受宮四座の注はも。大二座。前二座。稱相殿とあるは同種の言あがら。西の二前の之を相殿と書るこそ甚拙けれ。

東鑑治承五年三月は大中臣能親氏が伊勢よりの書狀は天照大神鎮坐以降千百餘歳。皇孫尊垂跡之後六百餘年。未有如此例と。熊野の衆徒が濫入の事を載たれば。かゝる造説も早七百年前より有けらる夫神廷の法の最嚴ふして。長官より外は。妄は神座は近くことなければ。かく伊勢流の書はこそ賢しく云れど。深く其本を推し。浮言に反るより外あければ。今實況あ就て味はひ見む。偽書の議はさの之辨まふるは及は



さるなり。  
多加宮一座南豊受大神宮の域中よりして  
豊受大神荒御魂神  
大同本記より荒御魂宮造奉て鎮坐しめき。外宮  
儀式帳大神宮式並び。豊受大神の荒魂とあ  
れば。是を眞の傳とす。神祇の荒御魂を別よ祭  
る例。内宮の荒祭宮、月讀宮の荒御魂、大和の  
大神荒魂神社、長門の住吉荒魂神社、武藏の今  
木青坂稻實荒御魂神社など考合すべし。何れ  
も本社の外より齋祀るが舊式ありや。

倭姫命世記以下祭神の異説を駁す  
世記より多賀宮を豊受荒魂と云るの違ひね  
ど。伊吹戸主亦名神直日大直日神とあるの  
造言なり。伊吹戸主の御名。大祓詞のみよ  
出て。神典より見えぬ。亦名と神直日大直日  
と云るさへ非なる。外宮の荒魂の名とす  
る。至て杜撰の極みとや云まじ。一御鎮  
坐次第記も荒魂の説の可れども。天御中主  
靈貴天下降居而爲止由氣大神之荒魂。多賀  
宮是也。亦曰伊吹戸主神とあるの劣き誣言



なり。天御中主の下なる靈貴の二字、何の謂  
れそや。神名秘書も亦この流派なり。二御鎮  
坐本記より依天照大神御託宣。第一攝神多賀  
宮名伊吹戸主。大神分身坐故。亦名大神。荒魂。  
奉傍止由氣宮也。御鎮坐傳記是より同じ。それ  
の世記雄略天皇。廿一年の條より。皇大神第一  
攝神荒魂多賀宮乎波豐受大神宮仁奉副從  
とあるを受て。巧みを書添たるの。例の伊勢  
流なるを。本居氏の伊吹戸主を直毘神なり  
と云るの。必む古き傳あるべしと贊成たる

が根ざして。平田氏の彌益道すがひて。外  
宮儀式帳神祇式。高宮を豐受神荒魂とあ  
れど。元の決めて皇大神和魂と有しを。後より  
書改めたること疑ひかると云るこそ。太し  
き私の推量なれ。宜なるのな御巫氏が言よ  
偽造家。荒魂と荒祭宮和魂を多賀宮と號  
せし如く作爲したれど。儀式帳大神宮式より  
荒魂とあるより。和荒の差異あれば。強て荒魂  
多賀宮と記し。傍より和いと異本より和魂とあ  
る様より。校注しける程の拙作あり。神名秘書



に至てり。荒魂にてり。首尾合ざるを悟りて。  
 和魂多賀宮み作り。夫より以降多賀宮を  
 和魂とし。荒祭宮を荒魂として。世記の偽造  
 欺られ来れり。とある。いふも云れ  
 たり。況むや託宣の談。跡形もあき浮言に  
 て皇大神。太初より人間に懸り給さる由  
 へ曰に荒祭神の條に述るが如し。然るを神  
 宮の大事と認め。他に重を歸ること叶さ  
 る時。即ち託宣に託けて遁る。が。伊勢人  
 の常態なり。世の鑿織ある輩。祭せずむは

あるべからせ。其増加して。本居平田家  
 あり。五歩百歩の見解なきれ。談あ  
 ば。さのみ。は。引。に。た。へ。さ。れ。  
 土宮一座。南に去。と。一。町。廿。丈。なり。  
 土御祖神。外宮儀式帳。六月。九月。十七日。の。條。大宮地神  
 外宮儀式帳。六月。九月。十七日。の。條。大宮地神  
 外湯貴神酒一缶仕奉る。十二月も祭供行事六  
 月祭と。同し。と。あ。れ。は。昔。より。土宮。よ。三。度。神  
 酒を奉る例なり。長徳田社檢録。土御祖社。長  
 秋記。土宮。外宮。の。地主神。あり。建久年中行  
 事大土社祭の祝詞。大土皇神とあり。社記神



名秘抄等は大治三年六月の官符。社を改め  
て宮とし。別宮より列ねて月次神嘗祈年の祭幣  
を社記宮宮河河  
に預る。是宮河堤の守護たればかり。を社記宮宮河河  
るに作

諸書祭神の説と掲て正祀の一座と定む  
倭姫命世記より土御祖神二座。宇迦之御魂神。  
土乃御祖神。御鎮座本記より。大土祖一座。大田  
命一坐。本書に大字の上大年神一座。本書に  
の上三字賀魂山田原之地護神定祝祭也。神名  
の三字賀魂山田原之地護神定祝祭也。神名  
秘書より。土宮三座大年神一座。宇迦魂神一座。

土御祖神一座。天地麗氣記に。攝社大土御祖  
神。山田原地主なり。宇賀神一坐。大土御祖一  
座。今案お諸書座数の説其同しからざるこ  
と此の如し。然れども儀式帳より宮地神。長秋  
記より地主神と稱すの更なり。昔より土宮と  
唱來れば。正祀の必ず大土神たり。且近頃官  
物を奉るより。亦高宮より準へて一座の料な  
れり。假令他神の座すとも。官知より非なるな  
り。

月讀宮二座。度會受郡。大沼木山田北宮後町に三鎮座



十八丈  
なり

月讀尊一座

大神宮式。度會宮所攝月夜見社と記し式亦名  
し。同外宮儀式帳。所管度會郡社二十四所の内  
。月讀神社あり。建久年中行事。新月讀宮と  
稱す。神名秘抄に。月讀宮元月讀社件神亦内宮  
。同。類聚大補任。建曆元年別宮月讀宮一  
院。右の神の土宮の嘉例。準へて。神事増加の  
次第を上奏。承元四年五月請の任に宮號宣  
下ありて。別宮に列られしなり

月讀宮小殿神一座

外宮儀式帳に。月讀神社正殿二區と記したれ  
。古のいとし小殿の神も。別所に鎮坐しけるを永祿  
六年の正遷宮已來。終に小殿も廢れて。月讀  
宮の同殿に鎮祀れり。承元四年宮號宣下の時  
に。一所を月讀宮とし。一所を月讀宮の小殿  
と云り。應永十二年の遷宮記に。靈形二座とい  
ひ。應永二十九年足利將軍の教書に。神鏡二面  
とあれ。内宮の月讀宮の如く。別に荒御魂神  
を小殿に祀りけらし。但し正中御飾記を閱す



るに。奉る所の官物の。土宮と均しく一座の料  
と見えたり  
風宮一座豊南に去大神宮の域中にして。  
級長津彦命  
外宮儀式帳の月例祈風條に幣帛の絹木綿見  
えたるは是風神の料あるべし。神名秘書に風  
宮一座。内宮の風神同体あり。社記に正應六年  
三月の官符に宮號を捧奉り。官幣に預る異國  
降服の御祈に依てなり。嘉元正遷宮の時に。寶  
殿を増作らるとあり

明治二十二年九月七日印刷

明治二十二年九月十日出版

著述者

東京府麻布區材木町五十五番地

田中頼庸

發行者

同府神田區表神保町三番地

田村猛磨

印刷者

同府芝區西久保葺手町廿六番地

緒方萬

印刷所

同府京橋區八官町十九番地

忠愛社



定價拾錢



